■議案第１号　　四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定について

【要旨】

本議案は、平成29年第4回四万十町議会定例会で議案第78号として提案し、否決された四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定について、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第４条の規定により指定管理者の候補者として「株式会社四万十とおわ」を選定しましたので、同候補者を指定管理者に指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものです。

【指定管理の概要】

施設の名称等	四万十町十和川口６２番地９ 四万十町総合交流拠点施設
指定管理者	四万十町十和川口３５番地１ 株式会社四万十とおわ
指定期間	平成３０年４月１日から平成３３年３月３１日まで

【指定管理者の候補選定理由】

当該施設の指定管理者募集要項の規定により、昨年１１月に実施した四万十町指定管理者選定委員会の審査で次点となった候補者を選定するものです。